

母子父子寡婦福祉資金一覧表

(令和5年度)

資金の種類	貸付対象等	貸付限度額	貸付を受ける期間	据置期間	償還期限	利率
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉 団体 寡婦	事業を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金 (事業経営の主体者であり、かつ事業経営上の技術又は経験を有している場合に限る) 3,260,000円 【団体】 4,890,000円 (注)複数の母子家庭の母等が共同して起業する場合の限度額は団体貸付の限度額を適用できるものとする。		1年	7年以内	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%
	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉 団体 寡婦	現在営んでいる事業を継続するために必要な資金(借金返済は対象外) 1,630,000円 【団体】 1,630,000円		6ヶ月	7年以内	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%
修学資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要資金 (注1)大学、大学院、短期大学、専修学校(専門課程)、高等専門学校(4年、5年)については課外活動費(部活動費など)、保健衛生費(診療代など)を含む。 自宅外通学の場合は加えて、食費・住居費・光熱水費等も含む。 (注2)高等教育の修学支援新制度の対象者は、貸付限度額から授業料減免額及び給付型奨学金の額を差し引いた額が限度額となる。	修学期間中	当該卒業後6ヶ月	20年以内 専修学校(一般課程) 5年以内	無利子
		○高等学校、専修学校(高等課程) 【国公立】(自宅)月額27,000円 (自宅外)月額34,500円 【私立】(自宅)月額45,000円 (自宅外)月額52,500円 ○高等専門学校 【国公立】 1~3年(自宅)月額31,500円 (自宅外)月額33,750円 4~5年(自宅)月額67,500円 (自宅外)月額76,500円 【私立】 1~3年(自宅)月額48,000円 (自宅外)月額52,500円 4~5年(自宅)月額98,500円 (自宅外)月額115,000円 ○専修学校(専門課程) 【国公立】(自宅)月額67,500円 (自宅外)月額78,000円 【私立】(自宅)月額89,000円 (自宅外)月額126,500円 ○短期大学 【国公立】(自宅)月額67,500円 (自宅外)月額96,500円 【私立】(自宅)月額93,500円 (自宅外)月額131,000円 ○大学 【国公立】(自宅)月額71,000円 (自宅外)月額108,500円 【私立】(自宅)月額108,500円 (自宅外)月額146,000円 ○大学院 【修士課程】月額132,000円 【博士課程】月額183,000円 ○専修学校(一般課程) 月額52,500円				
就学支度資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金 (注1)大学、大学院、短期大学、専修学校(専門課程)、高等専門学校(4年、5年)については受験料、被服費等も含む。 (注2)高等教育の修学支援新制度の対象者は、貸付限度額から入学金減免額を差し引いた額が限度額となる。		6ヶ月	就学 20年以内 修業 5年以内	無利子
		○小学校 64,300円 ○中学校 81,000円 ○高等学校・専修学校(高等課程・一般課程) 【国公立】(自宅)150,000円 (自宅外)160,000円 【私立】(自宅)410,000円 (自宅外)420,000円 ○大学・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程) 【国公立】(自宅)410,000円 (自宅外)420,000円 【私立】(自宅)580,000円 (自宅外)590,000円 ○大学院 【国公立】380,000円 【私立】590,000円 ○修業施設(厚生労働大臣が定める施設に限る。) (自宅)272,000円 (自宅外)282,000円				

資金の種類	貸付対象等	貸付限度額	貸付を受ける期間	据置期間	償還期限	利率	
投資 能 習 得 金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金(例:ホームヘルパー、パソコン、栄養士等)	【一般】 月額 68,000円 【特別】 (一括) 816,000円 (12月相当) (自動車運転免許 460,000円)	知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内 連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%	
修業 資 金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円 (特別 460,000円)	知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内 無利子	
就職 支 度 資 金	母子家庭の母又は父子家庭の父又は児童 父母のない児童 寡婦	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	105,000円 (特別 340,000円)		1年	6年以内 母(父)が扶養する児童に係る場合及び連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%	
医療 介 護 金	母子家庭の母 父子家庭の父 又は児童(介護の場合は児童を除く。) 寡婦	医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	【医療】 340,000円 (特別 480,000円) 【介護】 500,000円		6ヶ月	5年以内 連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%	
生 活 資 金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子(父子)家庭になって間もない(7年未満)母(父)の生活を安定・継続する間(生活安定期間)失業中の生活を安定・継続する間、又は家計急変中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	【一般】 月額 108,000円 【技能習得】 月額 141,000円 【家計急変】 月額 児童扶養手当に準拠した額 (注1) 生活安定期間の貸付は、配偶者のない女子(男子)となった事由の生じたときから7年を経過するまでの期間中、月額10万5千円、合計252万円を限度とする。 また、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、126万円(一般分の12月相当)を限度として貸し付けることができる。 (注2) 生計中心者でない場合(母子・父子) 月額 72,000円 現に扶養する子のない場合、現に扶養する子の生計を維持していない場合(寡婦) 月額 72,000円 (注3) 一括貸付け限度額(物価の影響による) ・知識技能を習得する期間中 423,000円 ・医療又は介護を受けている期間 315,000円 ・生活安定期間 315,000円 ・失業貸付期間 315,000円	知識技能を習得する期間中5年以内 医療又は介護を受けている期間中1年以内 母子(父子)家庭になって7年未満 離職した日の翌日から1年以内 家計が急変している期間中原則3か月以内(最長1年まで延長可)	知識技能習得後6ヶ月 医療又は介護終了後6ヶ月 生活安定期間の貸付期間満了後6ヶ月 失業中の貸付期間満了後6ヶ月 家計急変中の貸付期間満了後6ヶ月	技能習得20年以内 医療又は介護5年以内 生活安定貸付8年以内 失業5年以内 家計急変10年以内	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%
住 宅 資 金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	現に居住し、かつ所有する住宅の補修、新築購入するのに必要な資金	1,500,000円 (特別 2,000,000円)		6ヶ月	6年以内(特別7年以内) 連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%	
転 宅 資 金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金	260,000円		6ヶ月	3年以内 連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%	
結 婚 資 金	母子家庭の母 又は父子家庭の父が扶養する児童 寡婦が扶養する子	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	310,000円		6ヶ月	5年以内 連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1%	

(注) 償還: 月賦・口座振替を原則とし、繰上償還もできる。

違約金: 償還金をその償還予定日に償還しなかったときは、その翌日から納入した当日までの日数を計算し、元利金につき年3%の違約金が徴収される。